

医政地発 0207 第 4 号
平成 30 年 2 月 7 日

各都道府県衛生主幹(部)局長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
(公 印 省 略)

地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて

標記につきましては、「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例及び標準単価の設定について」(平成 29 年 1 月 27 日医政地発 0127 第 1 号)をもって通知したところですが、今般、基金の有効かつ効率的な活用を図るため、事業区分 I の事業内容の取扱いを別添のとおり整理しましたので、通知いたします。

つきましては、平成 30 年度以降の都道府県計画の策定に当たりまして、別添内容を踏まえて事業を計上していただくようお願いいたします。

地域医療介護総合確保基金（医療分）の対象事業の取扱い

事業区分Ⅰについては、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としていますが、標準事業例「5. 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」において、以下に掲げる事業についても、当該整備に関連するものとして対象として差し支えないこととします。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(1) 建物の改修整備費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

（注）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。

【標準単価】

1㎡当たり単価：（鉄筋コンクリート）200,900円、（ブロック）175,100円

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

（注1）各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）した建物及び医療機器に限り対象とする。

（注2）医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。

（注3）建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

（注4）「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

【対象となる勘定科目】

- ・ 固定資産除却損
- ・ 固定資産廃棄損（解体費用、処分費用）
- ・ 固定資産売却損（売却収入を含む）

（３） 人件費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

（注）地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員に限り対象とする。

【標準単価】

退職金の割増相当額：上乗せ分負担の補助（上限は 6,000 千円）

2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用

医療機関や金融機関等の関係者に地域医療構想を理解してもらうためのセミナー、会議等の開催に必要な経費

※ 医療機関が将来を見据えた投資を行う場合や、金融機関が医療機関に融資を行う場合には、関係する医療機関と金融機関とが、地域医療構想の考え方や議論の状況等に共通の認識を持ち、地域医療構想に沿った事業計画に基づき適切な投資・融資が行われる必要がある。

【対象経費】

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、会場借料、委託料等